



司法書士が対応方法を教える!!

通販における未収金の現状と対策

第3回

裁判所を利用した各手続きの注意点

前回の特集では、どのように未収金の請求を行っていくとよいのかを、特に裁判所を利用した手続き以外の方法に焦点をあてて解説しました。今回は、裁判所を利用した手続きには、具体的にどのような方法があるのかを紹介し、各手続きの注意点などを解説します。

通常訴訟のメリット・デメリット

通常訴訟とは一般的な「裁判」のことです。通常訴訟のメリットとしては次のようなものがあります。

相手に対するプレッシャー：すべての裁判所を利用した手続きに共通することですが、郵送や電話により督促を行なった場合に比べて相手に対して、より強くプレッシャーをかけることができます。こちらからのあらゆるアプローチを無視し続けるような手強い相手でも、裁判所から訴訟が起された旨の通知書がくると驚くものなのです。

理屈をつけて支払いを免れようとする相手に有効：いわれないクレームや理屈を並べて支払いを免れようとする相手方には、この手続きが大きな力を発揮します。任意の話し合いの段階では、相手が譲歩しなければ話は平行線で終わりですが、通常訴訟の手続きにおいては、法律と証拠に則りどちらの主張が適切なのか、裁判所が判断していくこととなりますので、意味のない主張を相手が並べても、それを退けることができるのです。

勝訴すれば強制執行ができる：通常訴訟を起した場合でも、話し合いにより解決することもできますが、双方譲らなければ、判決が下ることになります。こちらの主張が認められれば「勝訴判決」が下り、この判決が出ても相手が支払いを行わない場合には、勝訴判決に基づき相手の財産に対して強制執行を行なうことができます。相手方からすると「財産を差し押さえられるかもしれない。」というプレッシャーを受けるわけですから、この時点で支払いを受けることができることも多いです。

なお、通販業界の場合に強制執行を行うとすると、差し押さえる財産としては相手方の口座、家財などの財産、賃貸の敷金・保証金、給料などが考えられます。

次に通常訴訟のデメリットです。

費用がかかる：通常訴訟にかかる費用としては、印紙代、切手代、交通費などの実費と司法書士や弁護士に依頼する場合にはその報酬がかかります。ご自身でこの手続きを行なわれる場合には、実費のみの負担で済みます。「訴訟は高い」と思っている方が多いとは思いますが、例えば50万円の訴訟の場合、収入印紙は5000円、切手代は約5000円ほどとされており、実費だけを考えれば安く済むことが多いのです。

司法書士等の専門家に依頼するかどうかは、案件として複雑そうか、自分自身でやれそうかななどを考慮して決めましょう。

時間がかかる：また通常訴訟を起した場合、相手方が抵抗してくる場合には、時間がかかることがあります。少なくとも解決までに半年はみておく必要があります。

少額訴訟のメリット・デメリット

請求する金額が60万円以下の場合に選択することができる手続きです。通常訴訟の手続きを簡易にして、利用しやすくしてある制度です。通常訴訟の比較して次のようなメリット・デメリットがあります。まずは少額訴訟のメリットから見ていきます。

時間を節約できる：通常訴訟のデメリットとして、時間がかかる点を指摘しましたが、少額訴訟は原則として1回の審理で終了しますので、比較的短い時間で解決することができます。通信販売においては、単価が少額になることも多いですから、その意味では相性のいい制度といえるでしょう。

次に少額訴訟のデメリットは以下の通りです。

利用回数に制限がある：少額訴訟はとても便利な制度といえますが、利用回数に制限があるという特徴があります。同じ人が同じ裁判所で利用できる回数は、年10回までとなっています。これは、貸金業者のように仕事の性質上大量に訴訟をしなければならない事業

者に、この少額訴訟制度を濫用・独占され、一般の方が使いにくくなるのを防ぐためといわれています。このため、同じく少額の債権を大量にかかえる通信販売事業者の方は、すべてをこの制度を利用して解決するのは難しいかもしれません。

複雑な紛争には不向き：少額訴訟は、1回の審理で終了することから、複雑な紛争の解決には不向きといえます。相手にも主張があって、その主張がそれなりに根拠のあるものであるときには、十分な審理を行なう通常訴訟の方が向いているといえるでしょう。

金銭を請求する場合のみ利用できる：少額訴訟は、金銭の支払いを求める場合にのみ利用することができます。通信販売の場合には、商品の代金の請求はできますが、商品そのものの返還を求めたりすることは少額訴訟ではできません。

支払督促のメリット・デメリット

支払督促とは簡単にいうと、裁判所に支払いを行わない相手に対して督促を行なってもらう制度です。相手がこの督促を無視していると、最終的には強制執行を行なうことができるようになります。まず**支払督促のメリット**です。

書面審査のみ：訴訟と異なり、書面審査のみが行なわれ、申立書の記載にとくに問題がなければ裁判所の裁判所書記官は支払督促を送ります。このため、支払督促の申立てを行なう方も、裁判所に出頭する必要がなく、郵送で申立てをすることが可能です。予め定型のフォーマットを用意しておけば、効率的に申立てることができるでしょう。

印紙代が安い：支払督促においても、印紙代や切手などの実費を納める必要がありますが、訴訟の場合の半額とよいとされています。

次に**支払督促のデメリット**です。

管轄の問題：支払督促の申立ては、支払いを行わない相手方（債務者）の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に行なわなければならないとされているため、相手方が遠方に居住している場合には、その管轄の裁判所の裁判所書記官に申立てることになります。

支払督促に異議がある相手方は、「督促異議」という異議申立てを行なうことができますのですが、これが行なわれると通常訴訟に移行することになります。その訴訟は、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所あるいは地方裁判所で行なわれることとなるので、申立てを行なった側としては、遠方まで出向く必要が出てくるのです。通

手数料額早見表(単位:円)

手数料 訴訟費	訴えの提起	支払督促の中 で	所在地を事件の 申立て	民事調停の手 続で、労働審判手 続の申立て	抄紙の提起	上告の提起
10万まで	1,000	500	400	500	1,500	2,000
20万	2,000	1,000	600	1,000	3,000	4,000
30万	3,000	1,500	1,200	1,500	4,500	6,000
40万	4,000	2,000	2,000	2,000	6,000	8,000
50万	5,000	2,500	2,000	2,500	7,500	10,000
60万	6,000	3,000	2,400	3,000	9,000	12,000
70万	7,000	3,500	2,600	3,500	10,500	14,000
80万	8,000	4,000	3,200	4,000	12,000	16,000
90万	9,000	4,500	3,600	4,500	13,500	18,000
100万	10,000	5,000	4,000	5,000	15,000	20,000
120万	11,000	5,500	4,400	5,500	16,500	22,000
140万	12,000	6,000	4,800	6,000	18,000	24,000
160万	13,000	6,500	5,200	6,500	19,500	26,000
180万	14,000	7,000	5,600	7,000	21,000	28,000
200万	15,000	7,500	6,000	7,500	22,500	30,000
220万	16,000	8,000	6,400	8,000	24,000	32,000
240万	17,000	8,500	6,800	8,500	25,500	34,000
260万	18,000	9,000	7,200	9,000	27,000	36,000
280万	19,000	9,500	7,600	9,500	28,500	38,000
300万	20,000	10,000	8,000	10,000	30,000	40,000
320万	21,000	10,500	8,400	10,500	31,500	42,000
340万	22,000	11,000	8,800	11,000	33,000	44,000
360万	23,000	11,500	9,200	11,500	34,500	46,000
380万	24,000	12,000	9,600	12,000	36,000	48,000
400万	25,000	12,500	10,000	12,500	37,500	50,000
420万	26,000	13,000	10,400	13,000	39,000	52,000
440万	27,000	13,500	10,800	13,500	40,500	54,000
460万	28,000	14,000	11,200	14,000	42,000	56,000
480万	29,000	14,500	11,600	14,500	43,500	58,000
500万	30,000	15,000	12,000	15,000	45,000	60,000
560万	32,000	16,000	13,800	16,000	48,000	64,000
600万	34,000	17,000	13,600	17,000	51,000	68,000
650万	36,000	18,000	14,400	18,000	54,000	72,000
700万	38,000	19,000	15,200	19,000	57,000	76,000
750万	40,000	20,000	16,000	20,000	60,000	80,000
800万	42,000	21,000	16,800	21,000	63,000	84,000
850万	44,000	22,000	17,600	22,000	66,000	88,000
900万	46,000	23,000	18,400	23,000	69,000	92,000
950万	48,000	24,000	19,200	24,000	72,000	96,000
1,000万	50,000	25,000	20,000	25,000	75,000	100,000

信販売の場合には、遠方の顧客が未払いを起こす事よくありますから、その場合には他の手続きを行なったほうがいいでしょう。

裁判所を利用した手続きには、このほかにも民事調停や訴え提起前の和解といった制度がありますが、通信販売業界において使いやすいであろう制度をご紹介しました。どの手続きにもメリット・デメリットがありますから、これらの手続きを上手く組み合わせることで回収効率を上げていきましょう。

著者プロフィール



北詰健太郎 (きたずめ・けんたろう)
平成19年司法書士試験合格。平成20年同志社大学法学部卒。司法書士法人F&Partners所属。未収金の管理・保全・回収サービスを中心に、企業の利益保全のためコンサルティング業務、裁判業務などを行う。未収金回収専門サイト「未収金回収ドットコム」において、幅広く未収金への対応・相談の依頼を受けている。